

1. F-REIの年度評価について

<根拠>

福島復興再生特別措置法第115条第6項

(各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等)

主務大臣は、毎事業年度の終了後の評価を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

(※)主務大臣：内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣

<令和6年度評価の進め方>

F-REIによる自己評価(令和7年6月) → 主務大臣評価(案)の策定(令和7年10月)

→ 復興推進委員会 (令和7年11月5日)
→ CSTI本会議 (令和7年11月28日) → 主務大臣評価の確定・公表

2. CSTIの意見

CSTI評価専門調査会において、F-REIの業務実績及び主務大臣評価(案)をヒアリングし、新産業創出等研究開発基本計画の進捗や科学技術政策等の観点を踏まえ、CSTIの意見(案)について審議した結果は以下のとおり

<CSTIの意見(案)>

「F-REIの令和6年度業務実績に関する主務大臣評価(案)については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえるとともに、政府の科学技術・イノベーション基本法等を基にして実施される科学技術・イノベーション政策と整合しており、**妥当である。**」

3. スケジュール

令和7年11月28日

CSTI本会議

意見(答申)予定

令和7年12月以降

主務大臣評価の公表、F-REI及び福島県知事への通知